

公立保育園在園児保護者 各位

知立市長 林 郁夫
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態宣言」に伴う登園自粛における保育料等の
取扱いについて（通知）

日頃は、知立市の保育行政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、このことについて、本市においては現在のところ臨時休園等を予定しておりませんが、感染拡大防止のために保育園登園の自粛をお願いしています。

この自粛は新型コロナウイルス感染症拡大予防に伴う措置であることから、保育料等については以下のとおり日割り計算に基づいた徴収としますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

「新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態宣言」に伴い保育の利用を自粛した利用者の保育料の取扱いについて

3月以降、1か月単位で休園を申し出た方に対し、保育料の減免の対応を行っているところですが、4月10日に愛知県知事が「新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態宣言」を発令したことに伴い、4月1日（水）から5月31日（日）までの間に登園を自粛される利用者の保育料の取扱いについては、以下のとおりとします。

- 月額保育料及び給食費を25日で除し、登園日数で日割り計算します。日割り計算の対象期間は、4月1日（水）から5月31日（日）です。
- 上記の対象期間に限り、事前に書面での申請は不要ですが、必ず在籍保育園への欠席連絡をしてください。
- 保育料及び給食費について、通常は毎月月末にその月の料金を口座振替しているところですが、4月分と5月分限り日割り計算をした料金を、翌月末に口座振替させていただきます。（4月分は5月末、5月分は6月末に口座振替されます。なお、6月末には6月分の料金も口座振替されるためご注意ください。）
- 休日保育料については、当該月の利用実績に基づいて、翌月に利用料を徴収していますので、利用しない場合は料金が発生しません。
- 今回に限り、延長保育の月額利用申請をされている方について、利用実績が同じ時間帯で月5回未満の場合は月額利用料金ではなく日額料金で請求させていただくこととします。

※なお、日割り計算対象期間については、今後の状況により延長する場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ

知立市役所 福祉子ども部 子ども課 片山
直通TEL 0566-95-0121